

現行制度からの主な変更点(様式)

1. 公益認定申請(水色マーカーは様式を改めたもの)

現 行	新制度(令和7年4月1日以降提出)
申請書	申請書
別紙1(法人の基本情報及び組織)	別紙1(法人の基本情報) i 報
別紙2(法人の事業)	別紙2(法人の事業) ii 報
別紙3別表 A 収支相償	新別表 A 中期的収支均衡 iii 報※
別表 B 公益目的事業比率	新別表 B 公益目的事業比率 iv 報※
別表 C 遊休財産	新別表 C 使途不特定財産 v 報※
	別添 法人の組織について vi 報※
別表 D 意思決定関与財産	別添 株式等の保有状況 vii 報※
別表 E 経理的基礎	別添 経理的基礎 報 計
別表 F 費用額の配賦	【ivに統廃合】
別表 G 収支予算内訳表	【ivに統廃合】
添付資料①定款	同左
添付資料②登記事項証明書	同左
添付書類③理事等の名簿	別添 役員等名簿 viii 報
添付資料④理事等の報酬等の基準	同左 報
添付資料⑤確認書	別添 確認書 ix
添付書類⑥許可等を証する書類	同左
添付書類⑦納税証明書等	同左
添付書類⑧事業計画書	同左 計
添付書類⑨収支予算書	同左 計
添付書類⑩財産目録	同左 報※
添付書類⑪貸借対照表等	同左 報※
添付書類⑫正味財産増減計算書等	同左 報※
添付資料⑬事業・組織体系図	同左 報※
添付資料⑭社員資格得喪の細則	同左 報※
添付資料⑮会員等に係る細則	同左 報※
添付資料⑯寄附の使途の特定内容が分かる書類	同左 報※

注1) 現行制度における別紙及び別表の名称等は、行政庁が提供している様式による。

添付書類の番号は、「申請の手引き公益認定編」54 頁の番号による。

注2) 新制度における申請書添付書類は、ガイドライン第 4 章第 2 に記載。

注3) 事業計画又は事業報告に含まれる書類(これらは認定法の「財産目録等」に該当)は公益認定後遅滞なく、事務所に備え置くとともに行政庁に提出が必要。ただし、※の資料は公益法人としての実績はないため除く。

(現行制度との主な違い)

○ 現行制度は、認定法第 7 条第 1 項の「申請書」と同条第 2 項の「添付書類」の違いが明確ではなかったが、「申請書」と「添付書類」を区分するとともに、法律・規則の根拠を明確化

i 別紙1(法人の基本情報)

- ・添付書類として求める情報である「法人の組織」についての書類を分離。
- ・「海外事務所」については記載不要とする。

ii 別紙2(法人の事業)

(1) 公益目的事業の種類及び内容について、

- ・「申請書記載事項」の範囲を明確化
- ・「事業の内容」について目次を追加するとともに、ガイドラインに沿って記載する旨、記載の変更には変更認定申請が必要な旨を注記。
- ・事業の種類とは、別表の号であることを明確化。
- ・「事業の公益性に関する説明」は申請書記載事項ではないことを明確化。

iii 新別表 A 二段階の判定が不要になることに伴う簡素化、資金名の変更等。

iv 新別表 B 資金名の変更、費用の配賦基準等(従来の別表 F)を簡素化するとともに新別表 G と共通化

v 新別表 C 保有上限の計算方法の変更に伴う記載の追加

予備財産に係る記載の追加

公益目的保有財産配賦計算表の廃止

vi 別添 法人の組織について 法第 7 条第 2 項に基づく添付資料であることを踏まえ、従来の別紙1から分離。

vii 別添 株式等の保有状況 上場企業の株式 5%未満の場合は記入不要とする等簡素化

viii 別添 役員名簿 外部理事についての表示を追加

ix 別添 確認書 法第 5 条 12 号(理事と監事の特別関係)15 号・16 号(外部理事・監事)を確認事項に追加等

2. 定期提出書類(水色マーカーは様式を改めたもの)

事業計画(現行)	事業計画(令和7年4月1日以降に提出)
事業計画書	同左
収支予算書	同左
資金調達及び設備投資の見込み	同左
	事業の内容等
事業報告(現行)	事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)
理事会等の承認を証する書類	同左
別紙1 運営組織・事業活動の状況	運営組織に関する重要な事項(1)
別紙2 法人の基本情報及び組織	事業活動に関する重要な事項(2)
別紙3 法人の事業	
別紙4別表 A 収支相償	新別表 A 中期的収支均衡(3)
別表 B 公益目的事業比率	新別表 B 公益目的事業比率(4)
別表 C 遊休財産	新別表 C 使途不特定財産(5)
別表 D 意思決定関与財産	
別表 E 経理的基礎	
別表 F 費用額の配賦	
別表 H 公益目的取得財産残額	【(4)に統廃合】
①財産目録	【廃止】区分経理に適用するまでの間は提出が必要
②役員等名簿	同左(6)
③役員等の報酬等の基準	同左(7)
④社員名簿	同左
⑤⑥⑧⑨財務諸表	同左
⑦事業報告	同左(8)
⑩納税証明書	同左 国税について確認書
⑪許認可等を証する書類	【廃止】(9)
⑫事業・組織体系図	同左
⑬社員資格得喪の細則	同左
⑭会員等に係る細則	同左
⑮寄附の用途の特定内容が分かる書類	指定寄附金の開示書類(10)
監督上の処分又は指導の一覧	【廃止】(11)
	公益充実資金の明細(12)
	公益目的事業継続予備財産の開示書類(13)
	特費・資産取得資金の開示書類(14)

注1) 現行制度の番号は定期提出書類の手引き61頁。網掛けは公表対象外。

注2) 令和7年6月30日までの事業報告については、現行の財務規律への適合を現行様式で報告することになる。

※ 新制度の適用時期については、事業年度が4月1日から3月31日までの法人の場合

(現行制度との主な違い)

- (1) 運営組織に関する重要な事項
- ・従来の別紙1(事業活動等に係る部分を除く。)、別紙2、別表Eを統合。
 - ・従来の別紙2 1基本情報については廃止
 - ・評議員に対する報酬等の支給を定める定款の条項は廃止。
 - ・理事、監事、評議員それぞれの報酬等の総額を記載(従来は役員報酬の総額)
 - ・公益法人から受ける財産上の利益が2,000万円を超える者についての記載を追加
- (2) 事業活動に関する重要な事項
- ・従来の別紙1(事業活動等に係る部分)、別表Dを統合。
 - ・別紙D簡素化(申請時の書類簡素化と同旨)
 - ・関連当事者との取引の有無、海外への送金に関する事項について追加
- (3)～(5) 申請時の書類見直しと同旨の簡素化
- (6) 貸借対照表の注記に必要事項が表示されていれば、当該表示をもって財産目録とみなされる。
- (7) 申請時の書類見直しと同旨
- (8) 別紙3は廃止。なお、「申請書」の情報は事業年度開始前に提出する。
また、事業報告においては、各事業年度における公益目的事業の実施状況、当該公益法人の運営体制の充実を図るための取組を記載しなければならないこととなった。
- (9) 許認可等を証する書類については、変更届出時に提出される。
- (10) 従来から、作成・備置き・閲覧等の義務があった書類を提出書類とするもの。
- (11) 行政が保有する情報であり、廃止
- (12)(13) 公益充実資金・予備財産について、公表義務がある情報(書類)を提出書類とするもの。
なお、これらは新別表A及びCの書類に含まれる(別途作成を要するものではない)。
- (14) 従来から、作成・備置き・閲覧等の義務があった書類を提出書類とするもの。
なお、これらの一部は新別表Cの書類に含まれ特別の手続のみ新別表Cと別に提出となる。

参考:変更認定申請(公益認定申請に準拠して書類を見直し)

現 行	新制度(令和7年4月1日以降提出)
申請書	申請書
別紙1(法人の基本情報及び組織)	別紙1(法人の基本情報)
別紙2(法人の事業)	別紙2(法人の事業)
別紙3別表 A 収支相償	新別表 A 中期的収支均衡
別表 B 公益目的事業比率	新別表 B 公益目的事業比率
別表 C 遊休財産	新別表 C 使途不特定財産
	別添 法人の組織について
別表 D 意思決定関与財産	別添 株式等の保有状況
別表 E 経理的基礎	別添 経理的基礎
別表 F 費用額の配賦	【ivに統廃合】
添付資料①定款変更の案	同左
添付資料②確認書	別添 確認書 ix
添付書類③許認可等を証しする書類	同左
添付書類④事業計画書	同左
添付書類⑤収支予算書	同左
添付資料⑥事業・組織体系図	同左
添付資料⑦寄附の使途の特定内容が分かる書類	同左
添付書類⑧当該変更を決議した理事会の議事録の写し	同左

※ 新制度の適用時期については、事業年度が4月1日から3月31日までの法人の場合

参考:財務規律関係書類(事業報告)の詳細

現 行	新制度(令和8年6月30日までの提出分以降)
別表 A 収支相償	新別表 A 中期的収支均衡
(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)	(1) 中期均衡の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)
(2) 収支相償の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)	(2) 中期均衡の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)
(3) 収支事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算	(3) 収支事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算
	(4)剰余額解消策の明細 ※
	(5)公益充実資金の明細 ※
別表 B 公益目的事業比率	新別表 B 公益目的事業比率
(1) 公益目的事業比率の算定総括表	(1) 公益目的事業比率の算定総括表
(2) 土地の使用に係る費用額の算定	(2) 土地の使用に係る費用額の算定
(3) 融資に係る費用額の算定	(3) 融資に係る費用額の算定
(4) 無償の役務の提供等に係る費用額の算定	(4) 無償の役務の提供等に係る費用額の算定
(5) 公益目的事業比率に係る計算表	(5) 公益目的事業比率に係る計算表 ※※
別表 C 遊休財産	新別表 C 使途不特定財産
(1) 遊休財産額の保有限限の判定	(1) 使途不特定財産額の保有限限の判定
(2) 控除対象財産	(2) 控除対象財産 ※※
(3) 公益目的保有財産配賦計算表	【廃止】
(4) 資産取得資金	(3) 資産取得資金
(5) 特定費用準備資金	(4) 特定費用準備資金
	(5) 公益目的事業継続予備財産 ※
別表 F 費用額の配賦	【新別表 B(5)に統廃合】
別表 H 公益目的取得財産残額	【廃止】

注1)新制度の書類は、令和6年会計基準においては、新別表 B(2)から(4)まで並びに新別表 C(3)及び(4)を除き財務諸表の一部として作成される

注2)※の書類は、制度改革による財務規律の柔軟化・明確化に関連して追加された書類

注3)※※の書類は、令和6年会計基準においては、新別表 B(5)は「活動計算書の注記(事業費・管理費の形態別区分)」で、新別表 C(2)は「貸借対照表の注記(使途拘束資産(控除対象財産)の内訳並びに増減額及び残高)」で代替される。

※ 新制度の適用時期については、事業年度が4月1日から3月31日までの法人の場合